

地域の守り手育成型方式（認定企業）更新手続きについて

1 当該方式における更新手続きについて

申請内容の実績要件等に期間を経過した項目がある場合は、当初申請に準じて変更申請を行うものとする。

（福島県地域の守り手育成型方式試行要領第6条第9項）

2 更新対象項目

- (1) 準本店の要件を満たさなくなる（過去3年度内の除雪又は維持補修業務の実績）
- (2) 同一発注種別の施工実績が要件を満たさなくなる（過去15年度内の施工実績）
- (3) 災害時の出動実績が要件を満たさなくなる（過去3年度内の出動実績）
- (4) 除雪業務又は維持補修業務の実績が要件を満たさなくなる（過去3年度内の実績）

3 更新作業

- (1) 提出書類 （別紙1）地域の守り手育成型企業の認定申請書（変更）
実績を証明する書類（更新内容がわかる契約書の写し等）
- (2) 提出先 福島県入札監理課
 電子メール tiikinomamorite@pref.fukushima.lg.jp
 （電子メール以外に郵送も可能、詳しくは入札監理課 HP^{※1}を確認）
- (3) 提出期限 令和6年2月27日（火）

入札監理課 HP^{※1} <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/tiikinomamorite.html>

※ 住所、商号又は名称、代表者名、電話番号等、工事等請負有資格業者名簿の登録内容に変更が生じた場合→「地域の守り手育成型方式」の更新手続き不要

「建設工事等入札参加資格審査変更届」を主たる営業所の所在地を所管する建設事務所へ速やかに提出してください。（随時受付）

4 その他

- (1) 履行実績の取扱いについて

前回申請（当初or変更）に用いた実績の年度	令和6年度	更新手続きの有無
令和2年度	認定取消	令和3年度以降の実績での更新手続きが必要
令和3年度 又は 令和4年度 又は 令和5年度	認定継続	更新手続き不要

※ 履行実績（完了している業務）が対象となります。年度契約の除雪や維持補修業務について、完了が見込まれる業務を履行実績として更新手続きすることも可能とします。（現在履行中の令和5年度契約を履行実績として更新可能）

(2) 除雪業務及び維持補修業務について

令和4年度から以下のとおり対象施設と業務内容を明確にしているため、更新時に確認してください。

【対象施設】

国、県、市町村が管理し、以下の1～3に該当する施設。

1 不特定多数の人が利用する公共施設

(例：道路、水道施設、行政庁舎・警察庁舎、公園等)

2 県民の安全・安心を確保する施設

(例：河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設等)

3 その他公共の用に供する施設（例：学校、公営住宅等）

※職員公舎や資材倉庫など直接県民の安全・安心に関わらない施設は対象外

【業務内容】

1 除雪業務

冬期間を通じて、国、県、市町村と除雪又は融雪剤散布の契約をした者。

2 維持補修業務

年間を通じて、国、県、市町村と維持補修の契約をした者又は、自然災害や水道管破裂など突発的な事象に対して緊急対応を行った者。

【問合せ先及び変更申請提出先】

福島県入札監理課 電話 024-521-7899

電子メール tiikinomamorite@pref.fukushima.lg.jp

変更申請書の記載例

別紙1 (第6条関係)

地域の守り手育成型企業の認定申請書 (新規・**変更**)

令和5年2月 日

福 島 県

住 所 福島県福島市***
 商号又は名称 株式会社 福島
 代表者氏名 福島 一郎
 電 話 番 号 024-521-****
 E メールアドレス ***@***
 (作成担当者 福島 太郎)
 該当建設事務所 県北建設事務所

「変更」を選択してください。
 記載してください。
 代表者等の押印は「不要」です。

地域の守り手育成型企業の認定について、以下の実績を有しているので、書類を添えて申請します。

なお、提出する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

申請事項		記	
① 申請する発注種別※1		一般土木	一般土木
② 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号※2のいずれかに該当しない		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④ 福島県の入札参加資格停止期間中でない		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤ 会社更生手続又は民事再生手続中でない		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥ 有効な経営事項審査を受けている		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦ 当該発注種別の入札参加資格がある (当該発注種別の格付等級を記載する)			
⑧ 本店又は準本店※3に該当する (本店又は準本店のいずれか該当する方を記載)		本店	
⑨ 電子閲覧及び電子入札に対応している			<input type="radio"/>
⑩ 同一発注種別の施工実績※4		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑪ 災害時の出動実績又は災害応援協定締結※5 (1) 過去3年度内の災害時の出動実績※6			R5. 8. 7
(2) 災害応援協定締結※7			
⑫ 除雪業務実績又は維持補修業務実績※8、9 (1) 過去3年度内の除雪業務委託の実績			
(2) 過去3年度内の維持補修業務委託の実績		<input type="radio"/>	
⑬ 工事等請負有資格業者名簿の総合点※10			900点
⑭ 経営事項審査結果に記載の技術者数※11	注1		5人

発注種別毎に申請書を作成してください。

青色：
必ず記載してください。

黄色：
有資格業者名簿や電子入札システムの情報を使用しますので記載不要です。

赤色：
該当する変更箇所を記載してください。
※災害応援協定締結については、変更がなければ記載及び資料提出は不要です。

注1 ⑭技術者数については、令和5年度から工事等請負有資格業者名簿に登録時の発注種別ごとの技術者数を用いるため記載不要です。

- ※1 一般土木、舗装、建築、電気設備、暖冷房衛生設備のいずれかを記載。なお、複数の発注種別に対して申請する場合は、発注種別毎に当該様式を作成すること。
- ※2 地方自治法施行令第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 地方自治法施行令第167条の11第1項 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。
- ※3 準本店とは、申請者が支店・営業所の場合で、属する建設事務所管内において、過去3年度内に国・県・市町村のいずれかが発注した除雪・維持補修業務の実績がある場合をいう。**確認書類**として、除雪業務委託又は維持補修業務委託の契約書の写し及び当該支店・営業所の社員が除雪又は維持補修業務を実施していることがわかる資料（任意様式で可）を添付すること。
- ※4 発注種別が建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事の場合は民間工事の実績も含む。**確認書類**として、コリンズの写し（コリンズによる証明が困難な場合は、契約書の写し等。）を添付すること。
- ※5 災害時の出動実績又は災害応援協定締結のうち最低1つを必須とする。
- ※6 災害時の出動実績とは、国・県・市町村のいずれかが発注した維持補修業務委託等に基づき、災害時（大雨警報発令時等を含む）における巡回パトロール、土のう積み、水防活動、倒木・落石・がれきの撤去などの企業としての活動をいい、国・県・市町村との災害協定等に基づかない活動も対象とする。**確認書類**として、出動実績を客観的に証明できる書類（発注者からの指示書や支払いがわかる資料等）を添付すること。
- ※7 災害応援協定締結とは、国・県・市町村のいずれかとの災害応援協定締結をいい、一般土木工事、舗装工事又は建築工事の場合は、土木・建築工事を主とする団体との協定、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事の場合は、建築設備工事を主とする団体との協定を対象とする。**確認書類**は、協定書の写し（県との協定の場合は、協定締結している団体の会員であることがわかる資料）とする。
- ※8 一般土木工事及び舗装工事については、除雪業務委託の実績及び維持補修業務委託の実績のうち最低1つを必須とする。
- ※9 除雪業務委託及び維持補修業務委託とは、不特定多数の人が利用する公共施設に対して国・県・市町村のいずれかが発注した除雪業務委託又は維持補修業務委託（突発的な対応が求められる業務委託）をいう。**確認書類**として、除雪業務委託又は維持補修業務委託の契約書の写しを添付すること。
- ※10 申請する発注種別における工事等請負有資格業者者名簿の総合点を記載する。
- ※11 申請する発注種別の工事に該当する経営事項審査結果に記載の技術者数を記載する。
（例：一般土木工事に対しては土木一式の技術者数を、建築工事に対しては建築一式の技術者数を記載。）
- ※12 申請後、申請内容に変更が生じた場合（例：災害時の出動実績が、過去3年度内の要件を満たさなくなったなど。）は、変更申請を行うこと。申請内容に変更が生じたにも関わらず、変更申請を行わずに落札者となった場合は、入札参加資格制限措置を行う場合がある。
- ※13 申請内容の確認書類に不備がある場合等は、認定が遅れる場合があります。